

# 大洲市立河辺中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### (4) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (5) いじめの理解（いじめの防止等のための基本的な方針）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### (1) 学校経営の充実

学校の教育目標を『自ら学び、こころ豊かに、逞しく生きる生徒の育成』とし、「確かな学力の定着と向上」「困難にくじけない逞しい心身の育成」、「地域とのつながりの深化」を経営の重点としている。学習指導、生徒指導、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間、特別支援教育等を努力事項としている。学習指導では、「分かる」「できる」「伸びる」が実感できる授業の実践、生徒指導では、よさに着目し、活躍の場を捉えた自己有用感を高める指導の工夫、道徳教育では、自尊感情と相互信頼に基づく生徒相互の及び教職員との人間関係づくり等に努めている。いじめに対して、生徒一人一人が存在感や成就感を体感できる教育の展開、報告・連絡・相談を徹底して全教職員が組織的に対応すること、児童生徒をまもり育てる協議会を核に家庭・地域社会・関係諸機関と一体となって対応することを明確にして、日々努力していくことが大切である。

## (2) 人権・同和教育の充実

人権・同和教育を進める中で、日常生活におけるいじめを含めた不合理や矛盾や差別に気づき、問題を解決しようとする意欲と実践力を身に付けさせなければならない。これらは生徒の生活基盤である学級や生徒会、部活動などを中心とした生徒の関わり合いの中で主に行なわれるため、普段から生徒同士が励まし合い、支え合い、認め合う仲間づくりの場を計画的に設定することが大切である。また、生徒の行動や心の動きをより多くの大人の目で見守ることができるよう、PTAや地域との連携の中でいじめにつながる情報収集を呼びかけ、未然防止や初期対応に努める。

## (3) 道徳教育の充実

道徳のねらいは、自分と他人との関わり方と人間としての生き方を学ぶことである。日常生活における生徒の発達・実態を把握しながら、内面的な自覚を深め、心を揺さぶる資料の選択や開発に努め、豊かな心を持つ生徒を育成する。教室など教育環境を整備する一方、「私たちの道徳」等を有効に活用し、指導の重点としている「友情を尊ぶ心」「自他の生命を尊重する心」を育てることにより、いじめの防止に努める。

## (4) 体験活動の充実

個々の生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための体験活動の場や機会を設定する。1年では町内での自然体験、2年では大洲市内での職業体験、3年では福祉体験を主な体験活動としている。それぞれの活動で他の生徒や大人との関わり合いをとおして、生徒自らが人と関わることの大切さや喜びに気付いていくため、互いに関わり、絆づくりを進めていくための場と捉えて、これらの活動を進めていく。

## (5) 生徒の主体的な活動（生徒会活動）

学校が、生徒にとって自治的な場となるように生徒会活動を充実させている。日々の委員会活動では、個人の活動に責任を持たせて仕事をやり切ることで、成就感や達成感を味わわせる。体育大会や学芸祭等の学校行事では、生徒と教職員が一体となって行事に取り組むことで、集団への所属感や自己有用感を感じさせることのできる機会とする。

## (6) 分かる授業づくり

学力に対する不安や自信のなさ、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしかからかいなどは生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。それが更なる不安を生み出す悪循環になるばかりか、生徒指導上の問題に発展する可能性は非常に高い。授業改善や分かる授業づくりを進めることは、全ての生徒が授業に参加、活躍し、自己存在感や分かる喜びを高めることにつながる。自分は認めてもらっている、自分は大切にされているという思いがあって初めて他者を認めたり大切にしたりできるものである。そのために、教員同士が互いに授業公開等を進めることは互いにヒントを与え合い、授業改善の一つの方法となる。

## (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

学級活動、生徒会活動、学校行事等を通して、心身の調和的な発達と集団の一員としての自覚や連帯感を育てるための活動を計画・推進する。その際、教職員は活動の流れを把握した上で、生徒が中心となって主体的に活動を進められるよう工夫し、生徒が自己肯定感や自己有用感を実感できるように指導する。

## (8) 相談体制の整備（全教職員による教育相談）

毎月実施する生活調査を受けて、月初めに全教職員による教育相談を実施する。全生徒が全教職員と相談活動ができるよう担当職員を決めて行う。生徒からの希望があれば、平行して教師の指名による相談活動も実施する。また、定期テストの期間中は学級担任が教育相談を行う。なお、緊急を要する事案については、形式にとらわれず全教職員で迅速に対応する。

## (9) インターネット上のいじめに対する対策

現代社会で大きな役割を果たすインターネットに関して、生徒が受ける被害は年々多様化・深刻化している。学校はネット社会の現状や関連法案を十分に把握する一方で、子どもたちや保護者に対してその利便性と危険性を伝え、啓発することが大切である。情報モラル教育を充実させ、書き込みや写真を含んだ個人情報の掲載や仲間はずしなど、いじめにつながる行動を起こさせない指導を継続的に進めなければならない。

また、生徒や保護者を対象に、警察や医師、電話会社等の講師を招き、定期的に講演会を開催して、啓発活動を行う。

### (10) 発達障がい等への共通理解

交流学級でのつながりや運動会等の学校行事の中で様々な学習活動を共にやり、助け合いや励まし合いを通して、障がいや困難のある生徒への理解を深め、共に生きていこうとする態度を育てる。教職員は生徒同士が有意義なふれあいや理解が進められるよう指導し、思いやりや協力の心を育てていく。

### (11) 校内研修の充実

教職員の不適切な言動や差別的な態度や言動は、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりする場合があるため、学校全体での注意が必要である。「いじめられる側にも問題がある」といった認識や言動は、いじめる側の生徒や、周りで見ているはやし立てたりする傍観者的な生徒を容認することになりかねない。研修の一つとして、互いの授業を見合う、見せ合うことは教職員の意識や技能を高めることにつながる。時計を見て着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聴き方の指導など、学校全体で揃えることが、集団における規範意識を高めることになる。普段の地道な取組がいじめや問題行動を起こさない落ち着いた学校づくりにつながるよう努める。

### (12) 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）

人権・同和教育参観日や講演会への参加で生徒の様子を見てもらったり、啓発活動を行ったりすることで地域や保護者の意識を高めるよう努める。また、人権集会では標語づくりや標語発表を保護者に依頼し、大人の思いを子どもたちに伝える場とする。

また、学級通信、学校便り、ホームページの公開を通して校内の出来事や情報を伝え、学校とのつながりを密にして、保護者が生徒や学校の様子に関心を持つように努める。

### (13) 学校間の連携協力体制の整備

校区内の河辺小学校や河辺児童生徒をまもり育てる協議会をはじめ、大洲市中学校生徒指導連絡協議会、大洲市学校警察補導連絡協議会、喜多地区中学校・高校生徒指導連絡協議会において、市内の小・中・高と警察、児童相談所などの関係諸機関で作られた情報交換体制を活用し、いじめを始めとする生徒指導問題の未然防止、早期対応を図る。

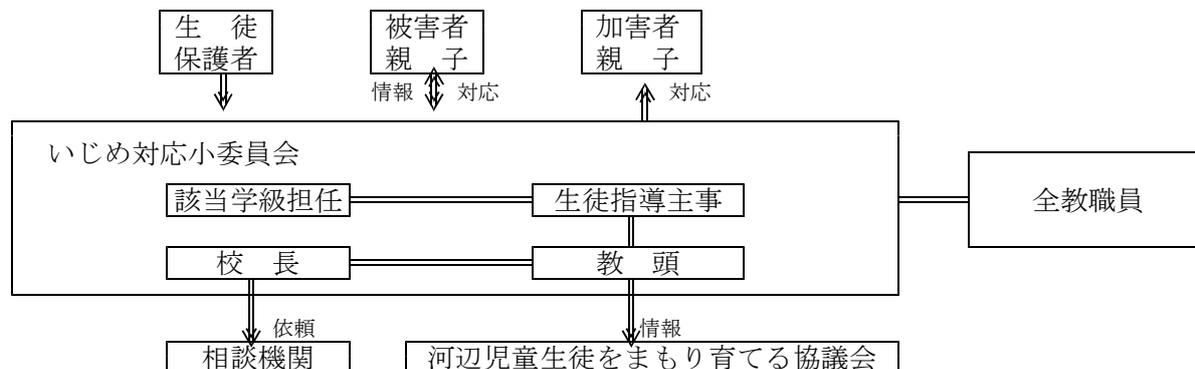
## 3 いじめの早期発見

### (1) いじめの態様（インターネット上で起こる事例も含む）

いじめは大きく下の四つに分類される。

ア	言語的いじめ	・・・	はやし立てる、悪口、書き込み、からかい
イ	心理的精神的いじめ	・・・	無視、仲間はずし、ネットいじめ、物隠し
ウ	身体的いじめ	・・・	殴る、蹴飛ばす、プロレスごっこ
エ	性的ないじめ	・・・	ズボンをぬがす、トイレをのぞく

### (2) 指導体制の確立



【いじめと思われる行為を発見したり情報が寄せられたりした場合の対応】

- ① すぐに「いじめ対応小委員会」を開催する。
- ② その後すぐに小委員会の協議事項の情報を、全教職員に提供し、体制を整える。
- ③ 指導に関しては、「いじめ問題への対応マニュアル」を参考にするとともに、いじめ対応委員会、小委員会で協議して対応する。
- ④ 相談機関は警察、児童相談所を中心に置き、指導の協力も依頼する。

### (3) 職務別の任務内容

#### ア 校長（校内責任者）

（未然防止）

- 「いじめは絶対に許さない！」ことを教職員・生徒に徹底させるため、陣頭指揮を執る。
  - 教職員に対し、いじめを防止する学校の義務の徹底を図り、いじめ問題に関してはどんな小さなことでも校長に報告するよう指示する。
  - 河辺児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会において組織的な対応について方向付けをする。
  - 教育委員会、関係機関、市内の中学校及び校区内小学校との情報交換を図り、いじめを出さない学校経営に努める。
  - 必要に応じて保護者との面接を行ったり、相談機関に対する依頼状に署名、捺印する。
- （事案対処）
- 河辺児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会において組織的な対応について方向付けをする。
  - 必要に応じていじめの被害者・加害者・傍観者やその保護者との面談、指導を行う。

#### イ 教頭（校内統括者）

（未然防止）

- 河辺児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会における意見をまとめ、調整するとともに、各校務分掌ごとの対応状況等について指導助言する。
  - 保護者や地域の人たちに対し、学校の取組を積極的に広報する。
  - 保護者や地域からの意見の収集や整理を行い、必要に応じて河辺児童生徒をまもり育てる協議会やいじめ対応委員会に情報を伝える。
  - 生徒、教職員、保護者を対象とする研修計画の立案や講師等外部との折衝を担当する。
  - 日頃から相談機関との連絡を取り、情報の交換に努める。
- （事案対処）
- 河辺児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会における意見をまとめ調整するとともに、各校務分掌の対応状況等について指導助言する。
  - 必要に応じていじめの被害者・加害者・傍観者やその保護者との面接、指導を行う。

#### ウ 生徒指導

（未然防止）

- いじめ対応小委員会を開催し、いじめの予防についての研修を行う。
  - いじめの研修会を企画し、どういう学級運営をすればいじめが少なくなるか等、教職員の指導力の向上に努める。
  - 河辺児童生徒をまもり育てる協議会で学校の情報を伝え、事例検討を通して、学校の対応、地域・相談機関の協力体制づくりに努める。
  - 各種通信等を通して生徒・保護者・地域の人たちへの啓発に努める。
  - 生活状況調査や相談活動を通して、いじめの早期発見を図る。
  - 各種研修会への参加計画について研修主任と調整する。
  - 関係機関との連絡会に参加し、情報収集と協力体制の整備を図る。
  - いじめについて話した資料を蓄積し、協議会などで報告する。
- （事案対処）
- いじめ対応小委員会を開催し、いじめの早期対応に努める。

#### エ 学級担任

（未然防止）

- いじめをしそうな生徒、いじめられやすいと思われる生徒については、日頃から教育相談を行い、いじめの予防に努める。

- 学級のいじめ解消に全力で取り組む旨を生徒に宣言するとともに、いじめの構造をなくすため、集団生活の在り方を実践指導する。
- 「いじめは絶対にしない、させない、許さない」ことを日頃から学級指導などで徹底的に行う。
- 道徳や学級活動の時間を利用して、いじめ問題についての討議を積極的に行う。
- 生徒や保護者からの情報を受けやすくする工夫を常に行うとともに、休み時間なども生徒と過ごす時間を積極的に作るなど、生徒の観察を怠らない。
- エンカウターの授業を積極的に取り入れ、好ましい人間関係作りに努める。
- 生活調査の結果を十分検討し、継続的に教育相談を行う。年度初めや転校生があった場合はいじめが発生しやすいので、人間関係の変化に注意し、いじめ発見に努める。  
(事案対処)
- いじめの訴えがあったりいじめではないかと思われたりすることがあれば、直ちに生徒指導主事を通して校長に報告する。
- いじめ対応小委員会に参如し、組織的対応を考えるとともに生徒・保護者(家庭)への対応を組織的に行う。学級担任が一人で抱え込んで対応することがないようにする。
- いじめの把握、被害者・加害者・傍観者とその保護者との対応について「いじめ問題への対応」を参考にしながら適切に処理する。

#### オ 人権・同和教育主任

(未然防止)

- 生徒会を中心に実態把握といじめ予防の活動に取り組む。

#### カ 生徒会担当者

(未然防止)

- 生徒会を中心に、日頃から啓発活動ができるように指導・支援をする。  
(事案対処)
- 生活委員会を中心に問題解決に取り組む。
- 学級委員を中心に、話し合い活動を充実させる。

#### ク 養護教諭・保健主事

(未然防止)

- 生徒の「心の居場所」としての役割を果たすとともに、学校保健管理の要として心の健康に関する研修会を企画するなど、積極的に問題解決に努める。
- 生徒の心と体の健康チェックに努めるとともに、特に保健室利用者の中にいじめを受けているものがないか確認する。
- 不登校の背景にいじめがないか、生徒指導主事と協力して確認する。  
(事案対処)
- いじめられた生徒の心の健康のためにアドバイスをを行う。

#### ケ 教科担任

(未然防止)

- 職員朝礼などで情報を収集し、授業の様子などを学級担任に伝える。
- 学習指導と生徒指導の一体化に努め、いじめの原因が生じない授業の展開に努める。  
(事案対処)
- いじめではないかと感じたらすぐに学級担任に報告する。
- いじめの加害者・被害者・傍観者の様子を観察し、学級担任に連絡する。

#### コ 研修主任

(未然防止)

- いじめ問題に関する対応(実態調査、話し合いなど)のスケジュールを作成し、計画的に実践する。
- 研修の推進を行い、教職員のいじめ問題への対応力向上を図る。

- (4) インターネット上のいじめへの対応(いじめの防止等のための基本的な方針)  
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置

をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれかおるときは、直ちに市教育委員会及び警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (5) いじめ防止対策年間指導計画の策定

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、年間の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図るため、「いじめ防止対策年間指導計画」を策定する。

### 4 学校におけるいじめに対する措置

#### (1) 事実確認・情報共有（いじめの防止等のための基本的な方針）

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

#### (2) 組織での対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

なお、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

#### (3) 該当生徒・保護者、周囲の生徒に対する対応

##### 1 被害生徒への対応

- (1) 先生は味方であることを伝え、ゆっくり話を聞く。
- (2) 悲しい気持ちに共感しながら、いじめに負けない気持ちを持たせる。
- (3) 本人からの訴えによる発覚ならば、「よく言ってくれた」と褒める。「実は先程クラスの保護者から連絡が入り、調査をしようと思っていた」というような話をして、チクッだと言われなにか気にするかもしれない本人の気持ちを楽にする。
- (4) 解決方法については、本人の同意を得て進める。
- (5) 「卒業するまで見守るから、いつでも相談してくるよ」と話す。

##### 2 加害生徒への対応

厳しく叱る必要があるときも感情的にならないこと。

- (1) 生徒から心を開くような環境で話を聞く。
- (2) いじめの認識があるかどうかを見極める。
- (3) じっくり話を聞き、自分がどれだけ相手を傷つけたか考えさせる。自分の幸せだけでなく他の人の幸せや集団生活の安全性の大切さに気付かせる。
- (4) いじめは犯罪であるとともに人権侵害であり、人の命を奪う凶器であることを理解させる。
- (5) 被害者に対し謝罪し、二度としない約束をさせる。
- (6) 自分の行動をしっかりと振り返らせるとともに、社会人としてのルールやマナーを身に付けさせる。

### 3 周囲の生徒への対応

- (1) 見ている者が何もしないからいじめは収まらないことを厳しく伝える。
- (2) 傍観者も加害者と同罪であることを理解させる。
- (3) 今後は得た情報を勇気を持って、保護者か教師に報告するよう指導する。
- (4) 助けられたり、励まされたりしたときのうれしさや心強さに気付かせる。
- (5) 一人一人が楽しい学校でなければ、本当の楽しさはないことを分からせる。
- (6) いじめに気付く感性を育てる。

### 4 被害生徒の保護者への対応

- (1) いじめの事実を伝え、事実を知っていたか聞く。
- (2) 学校の反省点を伝えながら今後の協力を依頼する。
- (3) 注意事項を確認し、今後の連絡の在り方を確認する。
- (4) 子どもの変化を注意して見ることを依頼する。

### 5 加害生徒の保護者への対応

- (1) いじめの事実を伝え、親の保護責任について知らせる。
- (2) 生徒と三者で話し合い、親の立場での謝罪を依頼する。
- (3) 注意事項を確認し、今後の連絡の在り方を確認する。
- (4) 必要に応じて、河辺中学校児童生徒をまもり育てる協議会の支援を仰ぐ。

## (4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担を合む対処プランを作成し確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

### (1) 名称

河辺児童生徒をまもり育てる協議会

### (2) 構成員

河辺公民館長、河辺駐在所長、河辺警察協助手員、河辺地区主任児童委員、法制局人権擁護委員、PTA会長、PTA副会長、河辺人権教育協議会長、河辺地区社会福祉協議会長、民生児童委員協議会長、大洲老人クラブ河辺支部長、河辺小中校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、河辺幼稚園主任

### (3) 活動内容

- ア 登下校の安全確保、いじめ、不登校及び生徒の反社会的行動に関わる情報交換
- イ 登下校の安全確保、いじめ、不登校及び生徒の反社会的行動を防止するための対策と実践
- ウ その他、目的を達成するために必要な活動

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態が発生した場合

校長は速やかに市教育委員会に報告するとともに、その後の対応について指示を仰ぐ。

## 7 参考資料

### (1) 文部科学省

- ア いじめ防止対策推進法の公布について（文部科学省、平成25年6月28日）
- イ いじめ防止基本方針の策定について（文部科学省、平成25年10月11日）  
（最終改定 平成29年3月14日）

### (2) 愛媛県

「愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針」の送付について  
（愛媛県教育委員会、平成26年3月25日）  
（改定 平成29年8月10日）

### (3) 大洲市

「大洲市いじめの防止等のための基本的な方針」の送付について  
（大洲市教育委員会、平成27年3月20日）  
（改定 平成29年10月1日）